一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　流し谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号と十五号を結んだ線から標柱二号と十四号を結んだ線までの区間の流し谷川河川敷
三重県度会郡大紀町大内山
字本テ沖　六三二七番一地先河川敷　一号、二号、十四号及び十五号
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱二号から十四号までを順次結んだ線及び標柱二号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第七百十九号で指定した同号八に掲げる土地の区域及び平成二十一年国土交通省告示第千三百六十七号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
三重県度会郡大紀町大内山
字脇谷　六一五一番一　十二号
　六一五一番二　十一号
　六一五一番三　十号
字中谷　六一七〇番二　五号、八号及び九号
　字流シ谷　六一九四番二　七号
　六二三六番六　六号
　六二四五番三　四号
　六二四六番三　三号
　字本テ沖　六三二五番一　十三号
　六三二七番一地先河川敷　二号及び十四号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上出川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成二十二年国土交通省告示第千三百七十二号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県度会郡南伊勢町伊勢路
字上出　二四四一番一　一号
　二四四一番二　十一号
　二四四二番　二号
　字長野　二四四九五番一　三号
　二四四九五番　四号及び五号
　二四五九番二　六号及び八号
　二四五九番一　九号
　二四五九番一地先畦畔敷　七号
　二四四三番一　十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　佐田谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県度会郡大紀町崎
字宮原　三一七番一　一号
　三一六番　十四号
　四四四一番　二号及び六号から八号まで
　四四四三番　三号
　四四四四番八　十二号
　四四四四番九　九号から十一号まで
　四四五五番　四号
　四四五七番　五号
　四四六一番　十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　神島南
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
三重県鳥羽市神島町
字中ノ山　二七二番一　一号
　二七二番三　二号
　二六〇番三　三号
　二六〇番二　四号
　字井戸ノ上　二七一番一　五号
　二七六番三　六号

○国土交通省告示第三百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　平四郎沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県静岡市清水区蒲原二丁目
九八七番一　一号及び三号から六号まで
九八七番二　二号
九八七番九　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　新野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の新野川の中心線から左右各岸九メートルまでの土地の区域及び標柱三号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の新野川の中心線から左右各岸六メートルまでの土地の区域
静岡県御前崎市新野
字有ケ谷　二三七九番二　一号から四号まで
　三三八〇番三三　五号
　三三八〇番三〇　六号

○国土交通省告示第三百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　寺沢川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉
三七六四番二　一号
三七六四番一　二号から五号まで
三七七八番　六号
三七七四番　七号
三七七六番一　八号から十一号まで
三七七六番三　十二号

○国土交通省告示第三百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和三十八年建設省告示第二千六百六十六号で指定した新野川に掲げる土地の区域及び昭和四十一年建設省告示第千六百三十号で指定した新野川に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第三百三十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣
第2　事業の種類　高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線新設工事（北海道北見市常川地内から同市北上地内まで）及びこれに伴う農業用排水路付替工事
第3　起業地
1　収用の部分　北海道北見市常川、上ところ、広郷及び北上地内
2　使用の部分　北海道北見市常川及び上ところ地内
第4　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
1　法第20条第1号の要件への適合性
　申請に係る事業は、北海道中川郡本別町西仙美里地内の足寄インターチェンジから北見市北上地内の北見西インターチェンジまでの延長79.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線新設工事及びこれに伴う農業用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。